

近原発第29-66号
平成29年10月27日

原子力規制庁長官官房
緊急事案対策室長 殿

近畿大学原子力研究所
所長 伊藤 哲

原子力事業者防災業務計画の暫定版による運用について（連絡）

平成26年12月5日付け近大原研発第2008号にて届け出ました「原子力事業者防災業務計画」につきましては、原子力災害対策特別措置法第7条1項の規定に基づき、平成30年1月19日付けで修正いたしたく、現在、関係地方公共団体との修正協議中です。

つきましては、平成29年8月1日付け事務連絡（「原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」等の施行に伴う通報等の運用について）に基づき、施行日から修正の届出までの期間、添付の修正案を暫定版として新EALを用いた通報の運用等を行う旨、ご連絡申し上げます。

なお、本運用に関しましては、関係地方公共団体と調整済みの旨、申し添えます。

別表第1 原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈

EAL 略称	敷地境界の放射線量上昇	
EAL 番号	AL01	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL		
近畿大学原子力研究所における解釈	モニタリングポストNo1、No3において10分以上 $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量を検知したとき。 ※ただし、故障や落雷によるノイズ等、外的要因が明確である場合を除く。	
EAL 番号	SE01	UTK-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	政令第4条第4項第1号 政令第4条第1項（第1項 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、 $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量とする。 政令第4条第2項（第2項の定めるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第3条の2（原子力規制委員会規則で定める場合）	

	<p>令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。</p> <p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示（原子力規制委員会が定める測定設備）</p> <p>政令第4条第3項（前項の定めるところ）</p> <p>前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>
近畿大学原子力研究所における解釈	<p>＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞</p> <p>モニタリングポスト（No.1, No.3）において、以下のいずれかとなつたとき。</p> <p>（1）1地点以上において、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上を検出したとき。</p>

	<p>(2) 1地点以上において、$1\mu\text{Sv}/\text{h}$以上を検出した場合、中性子線測定サーベイメータにて測定した原子炉施設周辺の中性子線量と、モニタリングポストの放射線量との合計が$5\mu\text{Sv}/\text{h}$以上となつたとき。</p> <p>ただし、以下のいずれかの場合は除く。</p> <p>(1) 落雷のときに検出された場合。</p> <p>(2) 原子力防災資機材として届け出たモニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書で報告した場合。</p>
EAL 番号	GE01 UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	<p>法第15条第1項第1号</p> <p>第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合</p> <p>政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備）</p> <p>略</p> <p>政令第6条第2項（政令で定める測定方法）</p> <p>略</p> <p>政令第6条第3項（異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの）</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。）$5\mu\text{Sv}/\text{h}$</p> <p>二 （以下、略）</p>
近畿大学原子力研究所における解釈	【常時】 ＜敷地境界付近の放射線量の上昇＞

	<p>敷地境界付近の放射線量が以下のいずれかとなったとき。</p> <p>(1) モニタリングポスト (No. 1, No. 3) において、以下のいずれかとなったとき。</p> <ul style="list-style-type: none">・1 地点において、$5 \mu \text{Sv/h}$ 以上を 10 分間以上継続して検出したとき。 ※1・2 地点以上において、$5 \mu \text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。※1・1 地点以上において、$1 \mu \text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子線測定サーバイメータにて測定した原子炉施設の周辺の中性子線量と、モニタリングポストの放射線量との合計が 10 分間以上継続して $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上となったとき。※1 <p>※1 モニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、$1\text{Gy/h} = 1\text{Sv/h}$ として運用する。</p> <p>ただし、以下のいずれかの場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none">・落雷のときに検出された場合。・原子力防災資機材として届け出たモニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書で報告した場合。
--	---

EAL 略称	放射性物質通常経路放出	
EAL 番号	SE02	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	<p>政令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：$5 \mu \text{Sv/h}$</p> <p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	
近畿大学原子力研究所における解釈	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <p>排風機が作動の状態である場合において、以下に示すガスマニタ指示値を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>(1) 排気モニタ（ガスマニタ）：200000cpm以上</p> <p>(注) 「GE02」と「SE02」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第15条該当事象の通報様式を使って「GE02、SE02」として実施する。</p> <p>ただし、故障や落雷によるノイズ等、外的要因が明確である場合を除く。</p>	
EAL 番号	GE02	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	

EAL	<p>法第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合</p> <p>政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第12条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>
近畿大学原子力研究所における解釈	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 排風機が作動の状態である場合において、以下に示すガスマニタ指示値を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>(1) 排気モニタ（ガスマニタ）：200000cpm以上 (注)「GE02」と「SE02」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第15条該当事象の通報様式を使って「GE02、SE02」として実施する。 ただし、故障や落雷によるノイズ等、外的要因が明確である場合を除く。</p>

EAL 略称	火災爆発等による放射性物質放出					
EAL 番号	SE03	UTR-KINKI				
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目					
EAL	<p>政令第4条第4項第3号</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50 μ Sv/h 以上の放射線量</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が 5 μ Sv/h 以上の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域）</p> <p>令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>原子炉設置者</td><td>実用発電用原子炉（規制法第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、それ以外の者にあっては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の2第4号に規定する管理区域</td></tr> <tr> <td>使用者</td><td>核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域</td></tr> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力施設における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。</p> <p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ）</p>		原子炉設置者	実用発電用原子炉（規制法第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、それ以外の者にあっては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の2第4号に規定する管理区域	使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域
原子炉設置者	実用発電用原子炉（規制法第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、それ以外の者にあっては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の2第4号に規定する管理区域					
使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域					

	<p>令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。</p> <p>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p> <p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第4項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準）</p> <p>令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <p>一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度</p> <p>三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p>
近畿大学原子力研究所における解釈	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

	<p>＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞</p> <p>(1) 事業所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。</p> <p>＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞</p> <p>(1) 事業所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたこと。</p> <p>(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。</p> <p>【放射性物質の濃度】</p> <p>一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなこれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p> <p>(注1) 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「GE02、SE02」で通報する。</p>
EAL 番号	GE03 UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	政令第6条第3項（異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 略 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5

	<p>μSv/h</p> <p>三 略</p> <p>政令第6条第4項第2号</p> <p>第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が$500 \mu\text{Sv}/\text{h}$の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>
近畿大学原子力研究所における解釈	<p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>＜火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞</p> <p>(1) 事業所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、$500 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。</p> <p>(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。</p> <p>＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞</p> <p>(1) 事業所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$に相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたこと。</p> <p>(2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性</p>

物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値

二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値

三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値

(注1) 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「GE02、SE02」で通報する。

EAL 略称	原子炉停止機能の異常			
EAL 番号	AL11	UTR-KINKI		
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目			
EAL	<p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できること。</p> <p>当該状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があり、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p>			
近畿大学原子力研究所における解釈	原子炉の非常停止が必要な場合において、いずれの操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力の低下が確認できないとき。			
EAL 番号	SE11	UTR-KINKI		
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目			
EAL	<p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条（原子力規制委員会規則で定めるもの）</p> <p>令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p> <p>（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">ホ 試験研究用原子炉（二に掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）</td> <td style="padding: 5px;">（1）原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。</td> </tr> </table> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停</p>		ホ 試験研究用原子炉（二に掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）	（1）原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。
ホ 試験研究用原子炉（二に掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）	（1）原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。			

	<p>止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、「原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設のパラメータが原子炉スクラム設定値に達した場合」をいう。「原子炉を停止することができないこと又は停止が確認できること」とは、自動スクラム、手動スクラムその他の方法による制御棒の挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと又はその状態が確認できないことをいう。</p>
近畿大学原子力研究所における解釈	<p>原子炉の非常停止が必要な場合において、いずれの操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力の低下が確認できず、かつ以下の状態となったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立中性子吸収体の挿入することもできず、原子炉出力低下（未臨界）が確認できない状態。

EAL 略称	「原子炉停止機能喪失」かつ「原子炉冷却機能の喪失」
EAL 番号	GE12
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	<p>政令第6条第4項第4号</p> <p>前3号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの</p> <p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第14条（原子力規制委員会規則で定めるもの）</p> <p>令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>(抜粋)</p> <p>亦 試験研究用原子炉施設</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p>
近畿大学原子力研究所における解釈	<p><原子炉停止機能喪失></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、いずれの操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力の低下が確認できず、かつ以下の状態となったとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立中性子吸収体の挿入することもできず、原子炉出力低下（未臨界）が確認できない状態。 <p><原子炉冷却機能の喪失></p> <p>近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、冷却機能を有しない原子炉である。</p> <p>したがって、全面緊急事態を判断する事象には該当しない。</p>

EAL 略称	原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）			
EAL 番号	AL21	UTR-KINKI		
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目			
EAL	<p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること。</p> <p>非常用炉心冷却装置の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。</p>			
近畿大学原子力研究所における解釈	<p>近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、冷却機能を有しない原子炉であり、冷却材が存在しない。</p> <p>したがって、警戒事態を判断する事象には該当しない。</p>			
EAL 番号	SE21			
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目			
EAL	<p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条（原子力規制委員会規則で定めるもの）</p> <p>令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p> <p>（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">ホ 試験研究用原子炉（ニに掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）</td> <td style="padding: 5px;">（2）原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</td> </tr> </table> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>上記の場合にも非常用炉心冷却装置が作動して原子炉は冷却されるが、原子炉冷却材漏えいに伴う原子炉冷却能力の低下に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>		ホ 試験研究用原子炉（ニに掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）	（2）原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。
ホ 試験研究用原子炉（ニに掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）	（2）原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。			

	上記の場合にも非常用炉心冷却装置が作動して原子炉は冷却されるが、原子炉冷却材漏えいに伴う原子炉冷却能力の低下に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、冷却機能を有しない原子炉であり、冷却材が存在しない。 したがって、施設敷地緊急事態を判断する事象には該当しない。
EAL 番号	GE21
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に発展する可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。とは、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系のポンプが起動しない、あるいは注入弁が開とならないこと等の状態である。また、1系統以上の非常用炉心冷却装置あるいは原子炉隔離時冷却系により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、冷却機能を有しない原子炉であり、冷却材が存在しない。 したがって、全面緊急事態を判断する事象には該当しない。

EAL 略称	停止中の原子炉に関する異常	
EAL 番号	AL22	
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。原子炉停止中に原子炉水位が低下した場合には通常直ちに原子炉への注水操作が実施され水位の回復が図られるが、当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下するような場合には原子炉への注水機能に何らかの異常があると考えられ、早期に関係者の体制を構築する必要があることから、警戒事態の判断基準とする。	
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、停止中においても崩壊熱による温度上昇なく、冷却機能を有しない原子炉である。 したがって、警戒事態を判断する事象には該当しない。	
EAL 番号	SE22	
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 原子炉停止中に原子炉水位が低下した場合には通常直ちに原子炉への注水操作が実施され水位の回復が図られるが、当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下するような場合には原子炉への注水機能に何らかの異常があると考えられ、早期に関係者の体制を構築する必要があることから、警戒事態の判断基準とする。	
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、停止中においても崩壊熱による温度上昇なく、冷却機能を有しない原子炉である。 したがって、施設敷地緊急事態を判断する事象には該当しない。	
EAL 番号	GE22	
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	

EAL	<p>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。</p> <p>原子炉停止中に原子炉水位が低下した場合には通常直ちに原子炉への注水操作が実施され水位の回復が図られるが、当該原子炉容器内の水位が異常低設定値(低圧注水系の作動する水位)まで低下するような場合には原子炉への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>
近畿大学原子力研究所における解釈	<p>近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、停止中においても崩壊熱による温度上昇なく、冷却機能を有しない原子炉である。</p> <p>したがって、全面緊急事態を判断する事象には該当しない。</p>

EAL 略称	原子炉冷却機の異常（炉心損傷の検出）	
EAL 番号	GE23	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	<p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心損傷に発展した場合に備え、炉心損傷を検知した場合を全面緊急事態に該当する事象とする。炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。</p>	
近畿大学原子力研究所における解釈	<p>近畿大学原子炉の熱出力は1Wであり、冷却機能を有しない原子炉であるが、外的要因等で不測の事象から炉心損傷に発展した場合に備え以下の基準により判断する。</p> <p>原子炉室の放射線モニタ（エリア1、2、3）のうち2つ以上のモニタで高線量を継続して検知したとき。</p> <p>ただし、故障や落雷によるノイズ等、外的要因が明確である場合を除く。</p>	

EAL 略称	障壁の喪失（炉心損傷の検出）	
EAL 番号	GE41	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	<p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>以下のケースが考えられる。</p> <p>燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ</p> <p>なお、本規定については、原子力事業者が ” NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels” を参考として原子力事業者防災業務計画等に詳細を定めるものとする。</p>	
近畿大学原子力研究所における解釈	<p>近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、冷却機能を有しない原子炉であるが、外的要因等で不測の事象から炉心損傷に発展した場合に備え以下の基準により判断する。</p> <p>原子炉室の放射線モニタ（エリア 1、2、3）のうち 2 つ以上のモニタで高線量を継続して検知したとき。</p> <p>ただし、故障や落雷によるノイズ等、外的要因が明確である場合を除く。</p>	

EAL 略称	原子炉制御室等に関する異常	
EAL 番号	AL51	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。	
近畿大学原子力研究所における解釈	制御室にて操作・監視ができなくなる可能性が生じたとき。(停電を含む)	
EAL 番号	SE51	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条(原子力規制委員会規則で定めるもの) 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。 一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの (抜粋)	
本 試験研究用原子炉(二に掲げるものを除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(以下「試験研究用原子炉施設」という。)		(3) 原子炉制御室が使用できなくなること。
原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。)の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 火災等により原子炉制御室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設		

	敷地緊急事態の判断基準とする。
近畿大学原子力研究所における解釈	制御室にて操作・監視ができない状態となったとき。(停電を含む)
EAL 番号	GE51 UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、停止中においても崩壊熱による温度上昇なく、冷温停止状態を維持する機能が喪失することはない。制御室を使用する以外の方法で操作・監視ができない場合は、「SE51」の通報で対応する。したがって「GE51」に相当する事象はない。

EAL 略称	事業所内通信設備又は外部への通信設備	
EAL 番号	AL52	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	<p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する以前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>	
近畿大学原子力研究所における解釈	実験所内から所外へ固定電話による通信ができないとき。	
EAL 番号	SE52	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	<p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できることから、原子炉施設の安全な状態が</p>	

	確保されていない状況が想定されることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。なお、事業所内通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる
近畿大学原子力研究所における解釈	実験所内から所外へ固定電話、携帯電話、衛星回線等による全ての通信ができないとき。

EAL 略称	火災又は溢水のおそれ	
EAL 番号	AL53	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	重要区域において、火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。	
近畿大学原子力研究所における解釈	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。	

EAL 略称	地震、津波、原子炉施設の重要な故障、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子炉施設への影響	
EAL 番号	AL54	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	<ul style="list-style-type: none"> ・当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。 ・東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。 ・オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 <p>地震、津波、オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等又は設計基準を超える外部事象が発生した場</p>	

	合、若しくは、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合等。	
近畿大学原子力研究所における解釈	大阪府で震度6弱を観測したとき。地震、津波を除く外部事象が発生し、原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあるとき。	
EAL 番号	SE54	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと。</p> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>	
近畿大学原子力研究所における解釈	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。	
EAL 番号	GE54	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと。</p> <p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>	
近畿大学原子力研究所における解釈	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生したとき。	

EAL 略称	施設内（原子炉外）での臨界事故	
EAL 番号	SE55	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条（原子力規制委員会規則で定めるもの） 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。 (略) 二 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。	
近畿大学原子力研究所における解釈	原子炉燃料要素12体が、原子炉燃料タンク、燃料要素一時保管設備以外の場所に置かれていること。 （注）乾式状態では、形状、質量ともに臨界とはならないが、溢水が発生し燃料要素12体すべてが水没した場合を考慮し、臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること判断する。	
EAL 番号	GE55	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	

	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	<p>政令第6条第4項第3号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p>
近畿大学原子力研究所における解釈	<p>原子炉燃料要素12体が、原子炉燃料タンク、燃料要素一時保管設備以外の場所に置かれており、かつ、原子炉室の放射線モニタ（エリア1、2、3）のうち2つ以上のモニタで高線量を継続して検知したとき。</p> <p>ただし、故障や落雷によるノイズ等、外的要因が明確である場合を除く。</p>

EAL 略称	事業者外運搬放射線異常
EAL 番号	XSE61 UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	<p>政令第4条第4項第4号</p> <p>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、$100 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項（原子力規制委員会規則で定めるところ）</p> <p>政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第2項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高</p>

	い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。
近畿大学原子力研究所における解釈	<p>【事業所外運搬中】</p> <p>当所が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなつたとき。</p> <p>（1） 事業所外運搬に使用する容器から 1m離れた場所において、$100 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>（2） 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記（1）の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>（注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p>
EAL 番号	XGE61
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	<p>政令第6条第3項（異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの）</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 $10 \text{ mSv}/\text{h}$</p>
近畿大学原子力研究所における解釈	<p>【事業所外運搬中】</p> <p>当所が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなつたとき。</p> <p>（1） 事業所外運搬に使用する容器から 1m離れた場所において、$10 \text{ mSv}/\text{h}$以上の放射線量が検出されたこと。</p> <p>（2） 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測</p>

	<p>定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記（1）の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>（注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p>
--	--

EAL 略称	事業者外運搬での放射性物質漏えい
EAL 番号	XSE62 UTR-KINKI
政令又は規則	<p>原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目</p>
EAL	<p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条</p> <p>令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることと</p>

	する。
近畿大学原子力研究所における解釈	<p>【事業所外運搬中】</p> <p>当所が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなつたとき。</p> <p>（1） 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。</p> <p>（2） 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p>
EAL 番号	XGE62
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	<p>原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条</p> <p>令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6又は別表第7の第1欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第3欄、別表第5の第3欄又は別表第6の第3欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2の</p>

	第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄、別表第6の第2欄又は別表第7の第3欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。
近畿大学原子力研究所における解釈	<p>【事業所外運搬中】</p> <p>当所が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなつたとき。</p> <p>（1）事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること。</p> <p>（2）事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>（注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。</p>

EAL番号の記載例

例：

A	L
↑	↑
事象区分	事象分類

 1 1

↑
連番

事象区分	
A L	警戒事態に該当する事象
S E	施設敷地緊急事態に該当する事象
G E	全面緊急事態に該当する事象
X S E	事業所外運搬 (EAL対象外)
X G E	

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	
4	閉じ込める
5	その他警戒
6	事業所外運搬 (EAL対象外)

別表第2 原子力事業所災害対策支援拠点（1／2）

（原子力事業所災害対策支援拠点の候補地）

1. 近畿大学11月ホール

項目	仕様
所在地	大阪府東大阪市小若江3-4-1
広さ	面積 約 1620m ²
UTR-KINKI からの方位、距離	北東 約 0.2km

別表第2 原子力事業所災害対策支援拠点（2／2）

（必要な資機材等保管場所及び輸送手段等）

1. 資機材、通信機器保管場所：原子力研究所

項目	仕様
所在地	大阪府泉南郡熊取町朝代西2丁目1010
URT-KINKI までの距離	約 0.02km
備考	資機材倉庫及び中央管理室(通信機器)に保管

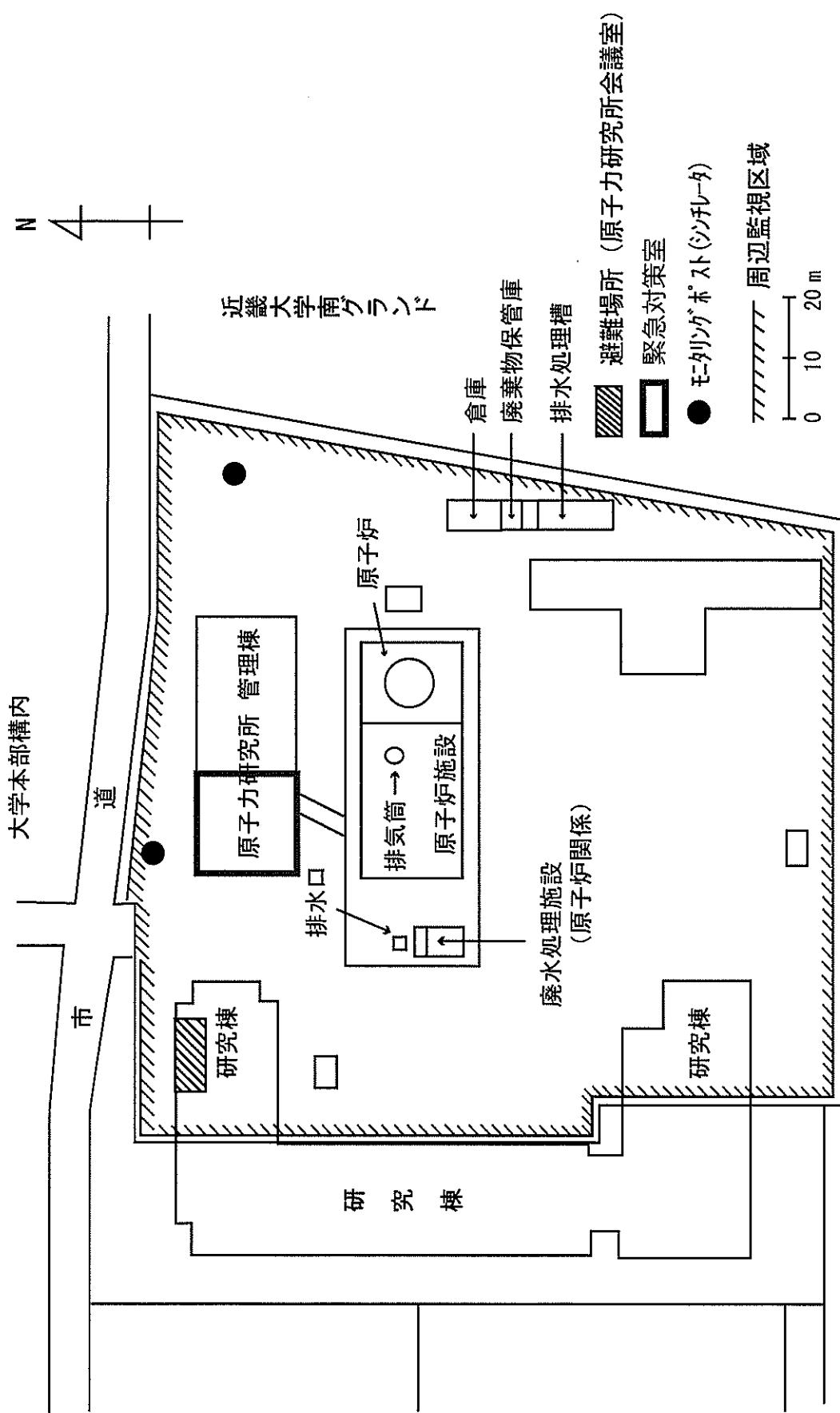
2. 輸送手段

手段	輸送方法
陸路	トラック等に積み込み、自然災害等の状況により経路を決定し輸送する。

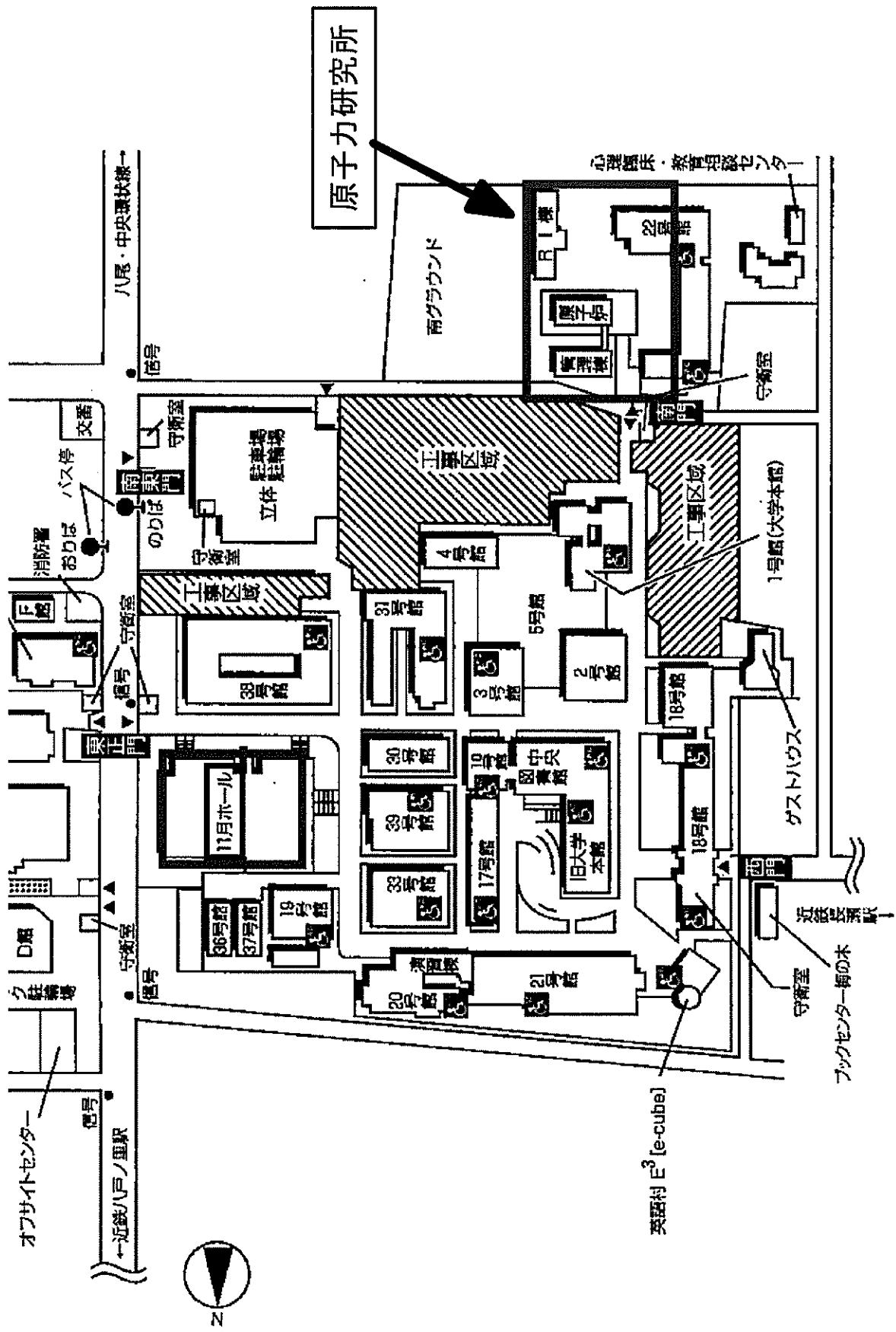
3. その他

- (1) 消耗品類（食料、飲料水、毛布等）は、所内の備蓄品から供給する。
なお、輸送手段については、陸路を基本とした上記輸送手段に準ずる。

別図第6 研究所敷地内の避難場所及び緊急対策室



原子力事業所災害対策支援拠点



別記様式第6-1 警戒事態該当事象の発生通報（第一報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象連絡

通報者名

連絡先

警戒事態に該当する事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
警戒事態に該当する事象の発生箇所		
警戒事態に該当する事象の発生時刻		年 月 日 時 分 (24時間表示)
警戒事態に該当する事象の概要	警戒事態に該当する事象の種類	
	想定される原因	
	施設の状況	
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6-2 警戒事態該当事象の状況報告（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象連絡

通報者名

連絡先

警戒事態に該当する事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
警戒事態に該当する事象の発生箇所		
警戒事態に該当する事象の発生時刻		年 月 日 時 分 (24時間表示)
警戒事態に該当する事象の概要	警戒事態に該当する事象の種類	
	施設の状況	
応急措置の概要		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6-3 特定事象発生通報（事業所内）（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第10条通報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7 応急措置の概要の報告(第1報)

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡すること。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

通報者名

連絡先(原子力防災管理者)

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所		名称: _____ (事業区分: _____) 場所: _____
特定事象の発生箇所		_____ 建屋 _____ 施設
特定事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力緊急事態に該当 (<input type="checkbox"/> する, <input type="checkbox"/> しない)
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定 _____ <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙を参照
		被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) □無 □有: 被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 □無 □有:
	その他特定事象の把握に参考となる情報	天候 : 風向 : 方位 風速 : m/s 大気安定度 : 気象情報 (確認時刻 時 分) 周辺環境への影響 □無 □有: 応急措置

【別紙1：施設の運転に関するパラメータ】

1. 施設の状況

項目	確認時刻（日 時 分）
施設の状況	
その他の状況 ・火 災 ・爆 発 ・漏 流	
特記事項	

※ 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【別紙2：放射性物質及び放射線に関するデータ】

2. 放射性物質の状況

項目	評価時間（日 時 分）
評価時刻での放出量（放出率） 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全α (Bq/h) 全β (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量（濃度） 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 全α (Bq/cm ³) 全β (Bq/cm ³) 総量 (Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 全α (Bq) 全β (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出（予測） 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

	評価時刻（日 時 分）			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注 1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注 2) 場所がわかる資料も送付することとする。

排気筒モニタ				
排気筒モニタ	排気筒名：		：	cps
排気筒以外の放出場所の状況	場 所 名：		：	cps
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

固定式モニタリング設備地点					
γ 線空間線量率	設備地点名				
	時 分	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	・・・
	時 分	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	・・・
	時 分	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	・・・
	・				
	・				
	・				

可動地点					
γ 線空間線量率	設備地点名				
	時 分	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	・・・
	時 分	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	・・・
	時 分	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	・・・
	・				
	・				
中性子線空間線量率	設備地点名				
	時 分	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	・・・
	時 分	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	・・・
	時 分	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	・・・
	・				
	・				
	・				
ヨウ素濃度	設備地点名				
	時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	・・・
	時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	・・・
	時 分	Bq/cm^3	Bq/cm^3	Bq/cm^3	・・・
	・				
	・				
	・				
その他測定項目		設備地点名			
項目	時 分				・・・
	時 分				・・・
	時 分				・・・
	・				
	・				
	・				

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。